

# ヒグマ対策用フードコンテナ貸出要領

## 第1 目的

ヒグマは人間の食べ物の味を知ること、人間に近づくようになることがある。このような人間に近づく問題行動を示すヒグマ（以下「問題グマ」という。）を作り出すことは、人身の安全が脅かされる危険性を高めるとともに、最終的に問題グマの多くは捕獲されることから、ヒグマの保護においても好ましくない結果を生み出すことになる。

このような問題グマを作り出すことを未然に防ぐことを目的として、北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課（以下「環境生活課」という。）が所有するヒグマ対策用フードコンテナ（以下、「フードコンテナ」という。）を一般市民に貸出すこととし、当該「ヒグマ対策用フードコンテナ貸出要領」において、貸出しに係る必要事項を定める。

## 第2 貸出の期間

1週間以内とする。

## 第3 貸出の対象

北海道内の山野で野営を行おうとする渡島総合振興局管内に在住の者又は北海道内において環境教育の目的で使用する者

## 第4 貸出の手続き

- (1) フードコンテナの借受けを希望する者（以下「申請者」という。）は、借受けを希望する日の1週間前から前日までの間に、身分証明書を添付した別紙第1号様式「ヒグマ対策用フードコンテナ借受け申請書」（以下「申請書」という。）を環境生活課に提出するものとする。
- (2) 環境生活課は、提出された申請書により、借受けを希望する理由が適当と認められる場合であって、かつ申請者の借受け希望期間にフードコンテナの貸出予定又は使用予定がない場合は、別紙第2号様式「ヒグマ対策用フードコンテナ貸出通知書」により、貸出しの期間及び使用上の注意事項を通知するとともに、フードコンテナを申請者に貸出す。
- (3) 申請者は貸出期間の満了日までに、フードコンテナを環境生活課に返却するものとする。
- (4) 申請者の都合により手渡しによるフードコンテナの借受け又は返却ができない場合、送付に係る手数料は申請者が支払うものとする。

## 第5 紛失又は破損の場合

申請者がフードコンテナを紛失又は使用困難な程度にまで破損させた場合、基本的に申請者が弁償するものとする。

## 第6 施行年月日

この要領は、平成23年6月24日から施行する。